

羽村市電気自動車用急速充電設備等 導入事業公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

産業環境部環境政策課

1 目的

羽村市（以下「市」という。）は令和6年2月に「羽村市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現を目指している。

その取組の一つとして、電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、市が所有する施設にEV用急速充電設備等を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業の名称

羽村市電気自動車用急速充電設備等導入事業

(2) 事業の内容

事業者は市が所有する施設の駐車場の一部を活用し、事業者の自己資本によりEV急速充電設備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場の一部を事業者に貸付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「羽村市電気自動車用急速充電設備等導入事業公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して5年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業の期間終了後の取扱いについては双方の協議によるものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV充電設備等を設置する用地に係る使用料については、羽村市行政財産使用料条例（平成12年3月31日条例第31号）の規定に基づき、徴収するものとする。

3 参加資格

(1) 法人（法人登記されていること）とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人としない者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

(4) 羽村市から現在指名停止を受けていない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続していない者。

(6) 事業共同体で申請する場合は、上記要件に加え、次の要件も満たしているものとする。

- ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者が決められており、その代表者が提案書の提出を行うものであって、かつその代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる者であること。
- イ 参加表明書提出後、代表者及び共同体を構成する者（以下「構成員」という。）の変更がないこと。
- ウ 全ての構成員が、単体企業の要件に適合する者であること。
- エ 代表者を除く全ての構成員が、代表者に代表権を委任していること。
- オ 事業共同体において協定が締結されており、協定書（任意様式）には、構成員の役割分担及び活動割合が明確に記載されていること。
- カ 構成員のうちに、単独又は他の事業共同体の構成員として、参加表明書を提出した者がいないこと。

4 公募に係るスケジュール

1	公募開始	令和8年3月13日（金）	
2	質問の受付締切	令和8年3月19日（木）	午前10時
3	質問への回答	令和8年3月19日（木）	午後6時まで
4	提案書等の提出締切	令和8年3月25日（水）	正午
5	提案者ヒアリング	令和8年4月中旬	
6	結果通知	提案者ヒアリング1週間以内	
7	契約締結	令和8年4月下旬	

※事前説明会は開催しない。

※提出書類等の提出場所は、羽村市役所西庁舎2階5番窓口（産業環境部環境政策課）とし、受付時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。

5 プロポーザルの手続き等

(1) 関連資料の配布

本プロポーザルに関する資料は、市公式サイトからダウンロードすること。

【市公式サイト】

トップ > サイトマップ > 暮らしの情報 > 環境・ごみ・消費生活 > 地球環境 > 羽村市電気自動車用急速充電設備等導入事業公募型プロポーザル

(2) 質問の受付及び回答

質問様式を用いて作成し、電子メールにより担当者宛に提出すること（電話及び直接来庁による質問には応じない）。質問への回答は、電子メールへの返信及び市公式サイトに掲載するものとする。

※メールの件名には、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」と表記すること。

(3) 提出書類

様式	内容	添付書類・記載内容
様式第1号	企画提案書届出書	
任意様式	企画提案書	作成については下記参照
様式第2号	事業共同体の構成 ※単体企業は提出不要	営業拠点の所在地を証するものを提出すること。
様式第3号	暴力団排除に関する誓約書	
様式第4号	参加資格要件に係る確認書	
その他	会社概要	会社パンフレット等(所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの)
	商業・法人登記簿謄本	
	直近事業年度の経営状況がわかる書類	

※様式第1号・第3号・第4号の書類には必ず押印するものとする。

※提出書類の差し替え、修正及び追加等は認めない。ただし、市から要請したものについてはこの限りではない。

【企画提案書の作成について】

- ア 企画提案書には、表1に掲げる項番の順に、同表に定める項目及び事項を記載して作成すること。
- イ 指定する様式以外は任意であるが、A4判を使用すること。
- ウ 正確かつ簡潔な内容とし、20ページ以内にまとめること。

<表1>

項番	項目	事項
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項
2	事業の実績	地方公共団体、道の駅、商業施設などにおいて、電気自動車用急速充電設備等導入事業又はそれに類する事業等を行った実績内容
3	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制(担当者等の氏名、経験及び担当する業務等)
4	事業工程表	事業スケジュール及び整備方針 国や都の補助事業を活用する場合は、その内容に関する事項 ※任意様式
5	提案内容	6(2)表2No.4~7の内容及び仕様書に掲げる内容についての具体的な提案

(4) 提出方法・提出期限

提出は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または持参によるものとする。

令和8年3月25日（水）正午 必着とする。

(5) 提出先

実施要領「10 担当者」とする。

6 プレゼンテーションによる審査

審査委員会において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本事業に適していると認められる業者を選定する。

(1) 審査方法

審査委員会において提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を行い、候補者を決定する。

ア 審査は表2に基づき行う。

イ プレゼンテーションへの参加は3人までとし、実際に事業を行う際に主として担当するものを出席させること。

ウ 実施時間は1事業者につき、説明20分以内、質疑応答20分以内とする。

エ プレゼンテーションは提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションで使用するパソコン等の必要機材については提案者が持参することとし、プロジェクター、スクリーン及び電源については市が用意する。

オ プレゼンテーションは対面方式とし、リモート（オンライン）での参加方法は行わない。

カ 審査は個別で行い、非公開とする。

キ 審査日、開始時間、会場等の詳細は後日連絡する。

ク プレゼンテーションの内容は、事務局において録音することがある。

ケ 審査の結果、評価点が最上位であるものを1者特定する（以下「特定事業者」という。）。

(2) 評価項目

審査基準は、表2のとおりとする。

<表2>

No.	審査項目	審査対象	詳細・着眼点
1	企業評価	経営規模の妥当性	資本金、売上高、経営状況等に問題はないか。
2	業務評価	業務実績	本件と同等の導入実績があるか。
3		事業スケジュール・整備内容	<ul style="list-style-type: none">・事業スケジュールが明確かつ妥当性があるか。・また、事業の実現性があるか。・国や都の補助事業を活用する場合は、補助条件に適しているか。・EV充電設備等の整備内容等は明確かつ妥当性があるか。
4		充電設備の規格・電気料金の負担	<ul style="list-style-type: none">・EV充電設備の規格はCHAdeMO方式か。・その他の方式を採用する場合は、メリット・デメリット等が明確に示されているか。・事業者にて電気料金の負担をすることとなっているか。・代替技術が主流となった場合や本充電設備の利用が極端に減少した場合の対応方法が明確に示されているか。
5		利用料金及び利用のしやすさ	<ul style="list-style-type: none">・利用者の利用料金は明確で廉価なものとなっているか。・利用者が利用しやすい仕様となっているか。
6		維持管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none">・維持管理の方法及び運営方法が具体的かつ市に負担を与えない内容となっているか。・EV充電設備の利用状況を管理できる仕様になっているか。市から照会があった場合は回答ができるか。・設備に故障や異常が生じた場合、市施設の電気系統に波及しない設計であるか。・トラブル等の緊急事態が発生したときの対応及び人員体制について明確かつ妥当性があるか。また、市に負担を与えない内容となっているか。
7		独自提案	<ul style="list-style-type: none">・事業者独自の視点で、本事業の内容に資する積極的な提案があるか。また、それが実現可能であるか。 <p>(例：災害時の対応について)</p>

(3) 結果通知

審査の結果は、提案者ヒアリングを実施した日から1週間以内に、全事業者に対して電子メールにより通知する（審査結果通知書（第6号様式））。

(4) その他

審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。ただし、選定されなかった事業者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面又は電子メールにて非選定理由についての説明を求めることができる。

7 契約締結

- (1) 契約の締結にあたっては、仕様書及び提案書の内容を基本として契約を締結する。
- (2) 双方の合意により確定した仕様書に基づき、特定事業者と随意契約の方法にて契約を締結する。

8 提案書等の取扱

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案された提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された提案書等は、本業務委託候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

9 その他の留意事項

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出期限以降の提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7) 事前承諾無しで、業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）してはならない。
- (8) 提案書の提出後に辞退する場合は、令和8年3月25日（水）午後5時までに辞退届（様式第5号）を提出すること。

10 担当者（問い合わせ先）

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1
羽村市産業環境部環境政策課 関口・福島
TEL：042-555-1111 内線224・225
電子メール：s205000@city.hamura.tokyo.jp